

【町営バスに関するもの、施設に関するもの】

◆下記により紹介している使用・利用料はごく一部です。詳しくは各担当へお問い合わせください。

◆町民および町内の団体が利用する場合、使用料は無料になる場合があります。

区分		現行使用料 (消費税含む)	改定後使用料 (消費税含む)	お問い合わせ先
町営バス利用料	普通利用料 (1回券)	一般 (中学生以上)	100円	総務企画課企画財政G ☎662-4271
		子ども (小学生以下)	50円	
回数券利用料 (11回券)	一般 (中学生以上)	1,000円	1,000円	
	子ども (小学生以下)	500円	500円	
防災センター	1階会議室 (9時~12時)	300円	310円	総務企画課情報防災G ☎662-4899
	2階研修室 (9時~12時)	1,130円	1,160円	
保健福祉センター	研修室 (9時~12時)	1,220円	1,290円	健康福祉課健康づくりG ☎662-2836
	調理実習室等 (9時~12時)	610円	640円	
中央公民館	大ホール (9時~12時)	6,180円	6,480円	教育課生涯学習G ☎662-2235
	研修室等 (9時~12時)	610円	640円	
西部地区公民館	調理実習室 (1回)	2,060円	2,160円	
	集会室 (1回)	3,090円	3,240円	
勤労文化センター	調理実習室等 (9時~12時)	610円	640円	
	集会室 (9時~12時)	1,540円	1,620円	
町民グラウンド	全部使用 (アマチュア・1時間当たり)	300円	310円	総合体育館 ☎662-2300
	夜間照明 (アマチュア・1時間当たり)	4,000円	4,110円	
町民プール	大人	100円	100円	教育課生涯学習G ☎662-2289
	子ども	50円	50円	
町民テニスコート	大人 (1面・1時間)	300円	310円	
	子ども (1面・1時間)	150円	160円	
総合体育館	アリーナ (入場料なし・9時~21時30分)	2,000円	2,090円	
屋内ゲートボール場	大人 (1面・1時間)	300円	310円	産業振興課産業振興G ☎662-2114
	子ども (1面・1時間)	150円	160円	
グラウンドゴルフ場	中学生以下	1日	120円	120円
		年間	3,500円	3,600円
	高校生以上	1日	250円	250円
		年間	7,500円	7,720円
豊田地区農業集落多目的集会施設、達磨寺向新田地区農村集落多目的共同利用施設、東部地区多目的交流センター、岡地区文化交流センター				

**4月1日から消費税等の税率引き上げにより
使用料等が一部改定されます**

社会保障を充実・安定化させるための財源として、現行5%の消費税率が、平成26年4月1日から8%に改正されることに伴い、町公共施設使用料、公共下水道使用料等の改定を行います。

4月以降の町公共施設使用については、平成26年3月31日までに使用の許可があったものについては現行の使用料となり、平成26年4月1日以降に使用が許可されたものについては改定後の使用料となります。

なお、住民票や印鑑登録証明、納税等税関係証明書などの手数料は現行のままで、改定いたしません。

基本的な考え方

※現行の使用料等は、一部を除き内税 (消費税率5%) です。

※消費税率変更後の使用料について、10円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

現行の使用料 (内税) ÷ 1.05 = 改定後の使用料 (税抜)

改定後の使用料 (税抜) × 1.08 = 改定後の使用料
(消費税8%含む・10円未満の端数切り捨て)

【消費税および地方消費税の税率引き上げについて】

税率が次のとおり2段階で引き上げられます。

	現行	平成26年4月1日~	平成27年10月1日~ (予定)※
税率	5.0%	8.0%	10.0%
うち地方分	1.0%	1.7%	2.2%
うち国分	4.0%	6.3%	7.8%

※消費税率10%の実施時期については、今後国が決定します。

【使用料等の改定について】

町では、次に掲げるものについて、平成26年4月1日から消費税等相当額の引き上げを行います。

種類	使用料等
町営バスに関するもの	普通利用料、回数券利用料
施設に関するもの	各施設使用料
下水道等に関するもの	公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料
教育に関するもの	学校給食費

なお、改定の概要については次のとおりです。詳細は町公式ホームページをご覧ください。